平成２６年（フ）第１９８号
沖縄県沖縄市字古謝969番地　サンソルト・シー201号室
債務者　長嶺　　正
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７０９号
東京都青梅市野上町３丁目21番地の５クレセントマンション霞206
債務者　冨野　　剛
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２５９号
大阪市東淀川区東淡路３丁目４番14号
債務者　大喜るみ子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目34番12号　サンシティ赤坂Ⅱ２Ｂ
債務者　新井　栄次
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地２－10棟403号
債務者　中村　信勝
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地２－10棟403号
債務者　中村　勝子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４号
島根県浜田市旭町丸原1078番地
債務者　山岡　一郎
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後１時40分
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第９号
島根県邑智郡川本町大字川本522番地８
債務者　樋原百合子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第５２６号
岡山市東区金岡東町２丁目13番27号
債務者　藤原　　博
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２６４号
北九州市門司区栄町２番17号
破産者　筒井　秀子
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６５号
北九州市門司区栄町２番17号
破産者　筒井　浩二
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８６号
佐賀県鹿島市大字納富分1495番地１
破産者　岡田　和人
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１３９４号
札幌市白石区東札幌４条２丁目６番８－602号
破産者　加藤ミツヱ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５６号
札幌市白石区東札幌４条２丁目６番８－602号
破産者　加藤　治夫
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３号
仙台市青葉区国見１丁目６番２号　ウエスト・コート301、従前の住所仙台市青葉区宮町２丁目１番64号　エムズコーポ206
破産者　後藤　寛二
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
群馬県太田市西新町72番地５　クイーンハイツＡ－101号、前住所群馬県太田市安養寺町18番地１
破産者　二ノ宮　均
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部